

# 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第33号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下この条において「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の細目の表示、削除項並びに削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び別表の細目の表示、追加項並びに追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>（12） 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる営繕室、市町村税制支援室、<u>企画調整チーム</u>、次世代改革チーム、日本のまつり推進室、国際観光振興室、観光資源振興室、企画総務室、<u>自立支援室</u>、子育て応援チーム、母子・児童養護チーム、<u>医師確保推進室</u>、地球温暖化対策</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（11） 略</p> <p>（12） 課内室長等 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる営繕室、市町村税制支援室、国際観光振興室、観光資源振興室、企画総務室、<u>地域生活支援室</u>、子ども発達支援室、子育て応援チーム、<u>保育・幼児教育チーム</u>、母子・児童養護チーム、<u>地域医療推進室</u>、地球温暖化対策室、環境産業育</p>

室、環境産業育成室、企画調査チーム、経営支援チーム、通商物流チーム、人材育成確保チーム、労働政策チーム、雇用就業支援チーム、企業立地推進チーム、新事業開拓チーム、産学金官連携チーム、企画調整室、地域農業基盤室、林政企画チーム、県産材・林産物需要拡大チーム、森林づくり推進チーム、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(13)～(17) 略

(知事の決裁事項)

第3条 知事の決裁事項は、別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分の知事の欄に 印により定めるとおりとする。

(専決事項)

第4条 略

2 前項の場合において、政策企画総室、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室(以下「各総室」という。)にあっては、局長の専決事項を各総室の長(以下「総室長」という。)の専決事項と、課長の専決事項(別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項並びに次世代改革チームの事務に係るものを除く。)を各総室に置かれた課内室長等(次世代改革チームの長を除く。以下「チーム長」という。)の専決事項とみなす。

3 略

4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。この場合において、各総室(政策企画総室を除く。)にあっては、局長の専決事項を総室長の専決事項と、課長の専決事項をチーム長の専決事項とみなす。

成室、企画調査チーム、経営支援チーム、通商物流チーム、労働政策チーム、雇用就業支援チーム、企業立地推進チーム、新事業開拓チーム、産業開発チーム、産学金官連携チーム、雇用・人材確保チーム、企画調整室、地域農業基盤室、県産材販路開拓室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。

(13)～(17) 略

(知事の決裁事項)

第3条 知事の決裁事項は、別表第1から別表第4までの事務処理権限の区分の知事の欄に 印により定めるとおりとする。

(専決事項)

第4条 略

2 前項の場合において、商工労働部の経済・雇用政策総室及び産業振興戦略総室(以下「商工労働部各総室」という。)にあっては、局長の専決事項を商工労働部各総室の長(以下「総室長」という。)の専決事項と、課長の専決事項(別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除く。)を商工労働部各総室に置かれた課内室長等(以下「チーム長」という。)の専決事項とみなす。

3 略

4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興戦略総室、市場開拓局、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。この場合において、商工労働部各総室にあっては、局長の専決事項を総室長の専決事項と、課長の専決事項をチーム長の専決事項とみなす。

5 庶務集中局の事務に係る部長、局長、課長、会計担当職員及び集中化業務決裁職員(集中業務課の職員のうち課長があらかじめ定める課長補佐、副主幹及びこれらに相当する職にあるものをいう。以下同じ。)の個別専決事項は、それぞれ、別表第4の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

5 第1項から前項までの規定にかかわらず、知事は、別表第1から別表第3までに掲げる事項のうち特に必要があると認める事項について、下位の職員に専決させることができる。

6 第1項から第5項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第3までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、課内室長等に専決させることができる。

7 略

8 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2又は別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

9 略

10 略

（専決事項が重複している場合の措置）

第5条 別表第1に掲げる専決事項と別表第2又は別表第3に掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2又は別表第3によるものとする。

（委任決裁事項）

第6条 知事は、別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該印を付けた者に委任する。この場合において、地方機関にあっては、当該事務に係る委任決裁権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

2 前項の場合において、各総室にあっては、局長の委任決裁事項を総室長の委任決裁事項と、課長の委任決裁事項（別表第1の三の9、10及び17(二)並びに七1(一)(3)口に掲げる事項並びに次世代改革チームの事務に係るものを除く。）をチーム長の委任決裁事項とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第3までに掲げる事項（知事並びに部長、局長及び課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。

4及び5 略

6 第1項から前項までの規定にかかわらず、知事は、別表第1から別表第4までに掲げる事項のうち特に必要があると認める事項について、下位の職員に専決させることができる。

7 第1項から第5項までの規定にかかわらず、課長は、別表第1から別表第4までに掲げる事項（課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、課内室長等に専決させることができる。

8 略

9 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2から別表第4までの事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

10 略

11 略

（専決事項が重複している場合の措置）

第5条 別表第1に掲げる専決事項と別表第2から別表第4までに掲げる専決事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2、別表第3又は別表第4によるものとする。

（委任決裁事項）

第6条 知事は、別表第1から別表第4までの事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該印を付けた者に委任する。この場合において、地方機関にあっては、当該事務に係る委任決裁権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

2 前項の場合において、商工労働部各総室にあっては、局長の委任決裁事項を総室長の委任決裁事項と、課長の委任決裁事項（別表第1の三の8、9及び15(二)並びに七1(一)(3)口を除く。）をチーム長の委任決裁事項とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第4までに掲げる事項（知事並びに部長、局長及び課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。

4及び5 略

6 前各項の規定にかかわらず、工事検査に係る事務は、別表第4の種類欄に掲げる種類ごとに委任決裁権限の区分の委任決裁権者の欄に印により定める者の個別の委任決裁事項とする。

7 前各項の規定にかかわらず、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）に基づく知事の権限に属する事務の一部は、別に規則で定めるところにより砂丘事務所の職員に委任する。

（委任決裁事項が重複している場合の措置）

第8条 別表第1に掲げる委任決裁事項と別表第2又は別表第3に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2又は別表第3によるものとする。

（代決）

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	略		
	(3) 部長	略	
		次長又は局長が所掌しない事務に係るもの	主務課長
	略		
	(5) 課長	略	
		課内室長等	
		略	
略			

2 略

3 第1項の場合において、各総室に係る決裁事項については、同項の表本庁の項中「局長」とあるのは「総室長」と、「主務局長」とあるのは「主務総室長」と、「課長」とあるのは「チーム長」と、「主務課長」とあるのは「主務チーム長」とする。

4 略

（専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限等）

6 前各項の規定にかかわらず、工事検査に係る事務は、別表第5の種類欄に掲げる種類ごとに委任決裁権限の区分の委任決裁権者の欄に印により定める者の個別の委任決裁事項とする。

（委任決裁事項が重複している場合の措置）

第8条 別表第1に掲げる委任決裁事項と別表第2から別表第4までに掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2、別表第3又は別表第4によるものとする。

（代決）

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
1 本庁	略		
	(3) 部長	略	
		次長が所掌しない事務に係るもの	主務課長
	略		
	(5) 課長	略	
		課内室長	
		略	
略			

2 略

3 第1項の場合において、商工労働部各総室に係る決裁事項については、同項の表中「局長」とあるのは「総室長」と、「主務局長」とあるのは「主務総室長」と、「課長」とあるのは「チーム長」と、「主務課長」とあるのは「主務チーム長」とする。

4 略

（専決、委任決裁又は代決に係る事務処理の制限等）

第10条 略

2 会計担当職員の専決事項について、当該専決する者が不在のときは、その上司が決裁するものとする。

(類推による専決)

第11条 別表第1から別表第4までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

別表第1(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)  
共通事項に係る専決処理権限

種類	内 容	事務処理権限の区分									
		専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者				
		知事	部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	会計担当職員
略											
三 組織及び人事管理に関する事務	13 当該所屬における地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の職員(専門委員及び人事関係事務手続き要領(昭和49年3月28日付発人第85号)3の(1)のイの(イ)に該当する非常勤職員を除く。)の任免及び給与の決定										—
略											

別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)

所 属 名	種類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の長の名称
			専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者			
			知事	部長	課長	地方機関の長の	部長	課長	
略									
総務課	四 営繕工事に係る知事の権限に属する事務	1 営繕工事に係る起工の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事							

第10条 略

2 会計担当職員及び集中化業務決裁職員の専決事項について、当該専決する者が不在のときは、それぞれその上司が決裁するものとする。

(類推による専決)

第11条 別表第1から別表第5までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

別表第1(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)  
共通事項に係る専決処理権限

種類	内 容	事務処理権限の区分									
		専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者				
		知事	部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	会計担当職員
略											
三 組織及び人事管理に関する事務	13 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の職員(専門委員及び人事関係事務手続き要領(昭和49年3月28日付発人第85号)別表第1に掲げる非常勤職員を除く。)の任免及び給与の決定										
略											

別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)

所 属 名	種類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の長の名称
			専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者			
			知事	部長	課長	地方機関の長の	部長	課長	
略									
総務課	四 営繕工事に係る知事の権限に属する事務	1 営繕工事に係る起工の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事							

に係るもの  
 (イ) 営繕費に係る本庁舎等（本庁舎、第二庁舎、議会棟、知事公舎、県外施設及び本庁発注工事に密接な関係があるもの又は工事の性質上地方機関で発注することが適当でないもの。総務課の項四から六までにおいて同じ。）の工事に係るもの  
 (ロ) 略  
 略

略

6 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査の委託の決定  
 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの  
 (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの  
 (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの  
 (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上のもの  
 (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満のもの  
 イ及びロ 略

7 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定  
 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの  
 (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの  
 (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの  
 (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円

に係るもの  
 (イ) 営繕費に係る本庁舎等（本庁舎、第二庁舎、議会棟、知事公舎、県外施設及び本庁発注工事に密接な関係があり、工事の性質上地方機関で発注することが適当でないもの。総務課の項四から六までにおいて同じ。）の工事に係るもの  
 (ロ) 略  
 略

略

6 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査  
 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの  
 (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの  
 (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの  
 (1) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上の工事に係るもの  
 (2) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの  
 イ及びロ 略

7 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定  
 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの  
 (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの  
 (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの  
 (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円



<p>務所の 所管区 域に係 るもの c. 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>— 西部総合事務 所長</p>					<p>— 西部総合事務 所長</p>
略						
<p>6 同規則第26条た だし書の規定によ る権利義務の譲渡 等の承認 (一) 略 (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 工事費が 2億円以上の 工事に係るも の (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a. 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b. 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c. 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの ロ 設備工事 に係るもの (イ) 工事 費が6,000 万円以上 の工事に 係るもの (ロ) 工事 費が6,000 万円未満 の工事に 係るもの</p>	<p>— 東部総合事務 所長  — 中部総合事務 所長  — 西部総合事務 所長</p>					
略						



<p>a. 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b. a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所所の所管区域に係るもの</p>	—																
略																	
<p>11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p>	—																

東部総合事務所長

中部総合事務所長

西部総合事務所長

略

11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更

(一) 略

(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの

(1) 略

(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの

イ 工期の変更

(イ) 建築工事に係るもの

a. 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの

b. a以外のもの

																		<p>の</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p>								<p>— 東部総合事務所長</p>		
<p>(ロ) (イ) 以外のもの</p>													<p>東部総合事務所長</p>					<p>(ロ) 設備工事に係るもの</p>								<p>— 中部総合事務所長</p>		
<p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p>												<p>東部総合事務所長</p>													<p>— 西部総合事務所長</p>			
<p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p>												<p>中部総合事務所長</p>				<p>b 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p>									<p>— 東部総合事務所及び八</p>			
																										<p>— 東部総合事務所長</p>		

頭綜合事務所の所管区域に係るもの  
— 中部綜合事務所の所管区域に係るもの  
— 西部綜合事務所及び日野綜合事務所の所管区域に係るもの

— 中部綜合事務所  
所長

— 西部綜合事務所  
所長

— 西部綜合事務所  
所長

請負代金  
の変更

c 西部  
綜合事務所及び日野  
綜合事務所の所管区  
域に係るもの  
 設備工事に係るもの  
(イ) 工費が6,000  
万円以上の工事に  
係るもの  
(ロ) 工費が6,000  
万円未満の工事に  
係るもの  
a 営繕  
費に係る本庁



	<p>(ロ) (イ) 以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																													
□ 設け工事	に係るもの																													
(イ) 工事	費が6,000万円以上の																													
(ロ) 工事	費が6,000万円未満の																													
a	普通費に係る本庁舎等の																													
b	a以外の																													
(a)	東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの																													
(b)	中部総合事務所の所管区域に係るもの																													
(c)	西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの																													

		係るもの													
		略													
	七 県有建物に関する広告物掲載規程に基づく知事の権限に属する事務(本庁の庁舎又は構内におけるものに限る。)	1 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可 2 同訓令第5条ただし書の規定による1の許可の取消し													
	八 略														
	略														
税務課	一 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務	略													
		9 同法第71条の2、第71条の23、第72条の74、第72条の97、第73条の42、第74条の31、第88条、第40条、第144条の65、第175条、第206条及び第746条第2項の規定による犯則取締りに関し知事が行う職務													
		略													
		18 同法第125条第1項から第3項までの規定による納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分に係る延滞金等の免除													東部総合事務所長
		19 同法第126条第1項の規定による納付義務の免除													東部総合事務所長
		20 同法第144条の8第4項の規定による仮特約業者の指定又は指定の取消しの通知													
		21 同法第144条の9第1項後段の規定による特約業者の指定に係る意見の聴取、同条第2項又は第9項の規定による特約業者の指定又は指定の取消しの通知及び同条第4項の規定による特約業者の指定の取消しの請求													
		22 同法第144条の9第2項又は第9項の規定による特約業者の指定又は指定の取消しの場合の総務大臣への報告及び同条第5項の規定による特約業者の指定の取消しの場合の総務大臣への指示の要求													
	23 略														
	24 略														

		略													
	七 略														
	略														
税務課	一 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく知事の権限に属する事務	略													
		9 同法第71条の2、第71条の23、第72条の74、第72条の97、第73条の42、第74条の31、第88条、第175条、第206条、第209条の29、第700条の44及び第746条第2項の規定による犯則取締りに関し知事が行う職務													
		略													
		18 略													
	19 略														

25 略
26 略
27 略
28 略
29 略
30 略
略

略									
四 鳥取県税 条例（平成 13年鳥取県 条例第10 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務（税務 課の所掌事 務に係るも のに限 る。）									
6 同条例第134条の 6ただし書の規定 による課税免除の 承認									東部総合事務 所長
7 同条例第134条の 14第11項の規定に よる申告書若しく は同条例第21項の規 定による報告書又は 同条例第134条の 15の規定による申 告書若しくは修正 申告書の受理									東部総合事務 所長
8 略									
9 略									

20 略									
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 同去第99条の14 第1項から第3項 までの規定による 納税義務の免除、 徴収の猶予又は徴 収の猶予をした期 間に対応する部分 に係る延滞金額の 免除									東部総合事務 所長
27 同去第99条の15 第1項の規定によ る納税義務の免除									東部総合事務 所長
28 同去第100条の6 の3第4項の規定 による仮特約業者 の指定又は指定の 取消しの通知									
29 同去第100条の6 の4第1項後段の 規定による特約業 者の指定に係る意 見の聴取 同条第 21項又は第9項の 規定による特約業 者の指定又は指定 の取消しの通知及 び同条第41項の規 定による特約業者 の指定の取消しの 請求									
30 同去第100条の6 の4第2項又は第 9項の規定による 特約業者の指定又 は指定の取消しの 場合の総務大臣へ の報告及び同条第 51項の規定による 特約業者の指定の 取消しの場合の総 務大臣への指示の 要求									
略									

略
四 鳥取県税 条例（平成 13年鳥取県 条例第10 号）に基づ く知事の権 限に属する 事務（税務 課の所掌事 務に係るも のに限 る。）
6 略
7 略





	7 同条例第9条第2項の規定による二次利用に係る公表														
	8 同条例第10条第1項及び第11条第1項の規定による統計の作成等の承認														
	9 同条例第10条第2項及び第11条第2項の規定による統計の作成等に係る公表														

四 鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による調査票の指定														
	2 同規則第32条第1項の規定による利用実態報告書の受理														
	3 同規則第32条第2項の規定による目的利用の同意														
	4 同規則第33条の規定による利用実態報告書の公表														

略															
障害福祉課	一 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の所掌事務に係るものを除く。）	1 同法第8条第1項の規定による自立支援医療費の給付額に相当する金額の徴収													
		2 同法第8条第2項の規定による自立支援医療費の返還命令等													
略															
略															
10 略															
11 略															
12 略															
13 略															
14 略															
15 略															
16 略															
17 略															


四 鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則に基づき行う統計調査に係る申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査票の配付、取集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに統計調査の実施に伴う事務														
	2 統計調査の結果の公表														

略																
障害福祉課	一 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条第1項の規定による不正の手続により自立支援医療費の支給を受けた者からの当該給付額に相当する金額の徴収														
		2 同法第8条第2項の規定による不正の手続により自立支援医療費の支給を受けた事業者等に当該支給額を返還させること等														
略																
10 同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の請求																総合療育センター院長 皆成学園長 鳥取県教育委員長 中引保健所長
11 略																
12 略																
13 略																
14 略																
15 略																
16 略																
17 略																
18 略																

18	略
19	略
20	略
21	略
22	略
23	略
24	略
25	略
26	略
27	略
28	略
29	略
30	略
31	略
32	略
33	略
34	略
35	略
36	略
37	略
38	略
39	略
40	略
41	略
42	略
43	略
44	略
45	略
46	略
47	略
48	略
49	略
50	略
51	略
52	略
53	略
54	略
55	略
56	略
57	略
58	略
59	略

19	略
20	略
21	略
22	略
23	略
24	略
25	略
26	略
27	略
28	略
29	略
30	略
31	略
32	略
33	略
34	略
35	略
36	略
37	略
38	略
39	略
40	略
41	略
42	略
43	略
44	略
45	略
46	略
47	略
48	略
49	略
50	略
51	略
52	略
53	略
54	略
55	略
56	略
57	略
58	略
59	略
60	略

60	略
61	略
62	略
63	略
64	略
65	略
二 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に基づく知事の権限に属する事務(子ども発達支援室の所掌事務に係るものを除く。)	1 略
三 身体障害者福祉法(昭和三十二年法律第283号)に基づく知事の権限に属する事務	略 2 同法第12条の3第1項の規定による身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことの委託 略
略	

61	略
62	略
63	略
64	略
65	略
66	略
二 障害者自立支援法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第32条第1項の規定による変更に係る届出の受理 2 同法第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付 3 略 総合事務所長
三 身体障害者福祉法(昭和三十二年法律第283号)に基づく知事の権限に属する事務	略 2 同法第12条の3第1項の規定による身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うことの委託 略
略	
五 児童福祉法(昭和三十二年法律第164号)に基づく知事の権限に属する事務(障害者施設等に関する事務に限る。)	1 同法第24条の2第1項の規定による指定及び障害児施設等の指定 2 同法第24条の3第2項の規定による障害児施設等給付費の支給の決定 3 同法第24条の4第1項の規定による施設等給付費の取消し 4 同法第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還要求 5 同法第24条の5において読み替えられる第24条の2第2項の規定による割合の決定 6 同法第24条の6第1項の規定による高齢障害児施設等給付費の支給の決定 7 同法第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給の決定 8 同法第24条の10第1項の規定による更新 9 同法第24条の13





五 略									
六 略									
七 略									
八 知的障害者福祉法（昭和36年法律第37号）に基づく知事の権限に属する事務	略	2 同法第15条の2第1項の規定による知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことの委託	—						
九 略									
十 略									
十一 略									
十二 略									
子一 障害者自立支援法に基づく知事の権限に属する事務（子ども発達支援室の所掌事務に係るものに限る。）	1 同法第8条第1項の規定による自立支援医療費の給付額に相当する金額の徴収								
	2 同法第8条第2項の規定による自立支援医療費の返還命令等								
	3 同法第9条第1項の規定による障害者等に対する報告等の命令等								総合事務所長
	4 同法第10条第1項の規定による自立支援医療を行う者等に対する報告等の命令等								
	5 同法第11条第1項の規定による自立支援給付に関する障害者等に対する								総合事務所長

給付費等の支給の決定									
六 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	1 同令第36条の規定による児童福祉施設の施設の検査								総合事務所長
七 略									
八 略									
九 略									
十 知的障害者福祉法（昭和36年法律第37号）に基づく知事の権限に属する事務	略	2 同法第15条の2第1項の規定による知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことの委託	—						
十一 略									
十二 略									
十三 略									
十四 鳥取県立社会福祉施設及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に利用の許可								
	(一) 鳥取県立皆成学園の利用に係るもの								皆成学園長
	(二) 鳥取県立総合療育センターの利用に係るもの								総合療育センター院長
	(三) 鳥取県立鳥取療育園の利用に係るもの								鳥取療育園長
	(四) 鳥取県立中部療育園の利用に係るもの								中部療育園長
十五 略									

	る報告等の命令等								
6	同法第11条第2項の規定による自立支援給付に関する自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告等の命令等							総合事務所長	
7	同法第12条の規定による官公署に対する文書の閲覧等の要求等							総合事務所長	
8	同法第29条第3項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の請求							総合療育センター院長 皆成学園長 鳥羽療育園長 中百療育園長	
9	同法第52条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定							総合事務所長	
10	同法第54条第2項の規定による障害者等が自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の指定							総合事務所長	
11	同法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付							総合事務所長	
12	同法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定							総合事務所長	
13	同法第56条第4項の規定による変更認定に係る事項の医療受給者証への記載等							総合事務所長	
14	同法第57条第1項の規定による支給認定の取消し							総合事務所長	
15	同法第57条第2項の規定による医療受給者証の返還要求							総合事務所長	
16	同法第58条第1項の規定による自立支援医療費の支給								
17	同法第66条第1項の規定による指定自立支援医療機関等に対する報告等の命令等								
18	同法第66条第3項の規定による自立支援医療費の支払の一時差止めの指示等								
19	同法第67条第1項の規定による勧告								
20	同法第67条第2項の規定による公表								
21	同法第67条第3項の規定による勧								











第5号の規定による児童自立生活援助の実施の報告の受理																				
19 同法第27条第1項 第2項及び第5項並びに第27条の2第1項の規定による児童の措置																				児童福祉所長
20 略																				
21 略																				
22 略																				
23 略																				
24 略																				
25 略																				
26 略																				
27 略																				
28 同法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助事業を行う者への委託及び外任等の種類等																				児童福祉所長
29 同法第33条の6第2項の規定による申込みの受理																				児童福祉所長
30 同法第33条の6第3項の規定による選好及び調整																				児童福祉所長
31 同法第33条の6第4項の規定による申込みの追加																				児童福祉所長
32 同法第33条の6第5項の規定による解散の提供																				児童福祉所長
33 同法第33条の14第1項の規定による事実確認のための措置																				児童福祉所長
34 同法第33条の14第2項の規定による保護を図るための措置																				児童福祉所長
35 同法第33条の14第3項の規定による通知の受理																				児童福祉所長
36 同法第33条の15第1項の規定による通知の受理																				児童福祉所長
37 同法第33条の15第2項の規定による児童福祉協議会への報告																				
38 同法第33条の16の規定による措置等の公表																				
39 同法第34条の3の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る届出の受理																				児童福祉所長

15 同法第27条第1項 第2項 第5項及び第7項並びに第27条の2第1項の規定による児童の措置																				児童福祉所長
16 略																				
17 略																				
18 略																				
19 略																				
20 略																				
21 略																				
22 略																				
23 略																				